

## 住宅改修費及び福祉用具購入費の受領委任払制度について

蕨市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費及び特定福祉用具購入費については、利用者が事業者に費用の全額を支払い、その後市役所に申請して自己負担の（1割）を除く保険給付分の9割の支給を受ける「償還払」が原則なっていますが、被保険者が1割分を事業者に支払い、残りの9割分を市が直接事業者を支払う「受領委任払」の利用が平成25年4月1日より、可能になりました。これにより、利用者が一時的にまとまった費用を工面する必要がなくなります。

### 1. 受領委任払開始日は平成25年4月1日から

- ・ 特定福祉用具は特定福祉用具購入日が平成25年4月1日以降分。
- ・ 住宅改修は、事前確認申請提出日が平成25年4月1日以降分。

### 2. 受領委任払対象者

以下のいずれにも該当する人が、対象となります。被保険者証に記載されている内容を必ず確認してください

- ・ 介護給付額の減額及び支払い方法の変更となっていないこと。
- ・ 要介護認定又は、要支援認定の有効期間内であること。

### 3. 受領委任払を利用するための手順

受領委任払を利用することについて、事業者と利用者との間で同意を確認してください。

- ① 蕨市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払承認申請書を申請者（利用者）と事業者が、同意を確認の上、蕨市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払承認申請書を記入して、市役所に提出して下さい。

\* 住宅改修費は事後申請前まで。

（事前確認申請と同時申請）

\* 特定福祉用具購入費は支給申請前まで。

- ② 提出された蕨市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払承認申請書を審査の上、その適否を決定し、「蕨市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払承認（不承認）決定通知書」により申

請者に通知します。

#### 4. 事業者への支払い

利用者は、費用額の1/10を乗じた額(1円未満端数切り上げ)を利用者負担額として事業者に支払います。

- ・支払額の確認のため、費用額明細書兼確認書を提出してください。  
\*様式は問いませんので、費用額明細書兼確認書を参考に作成の上、事業者と利用者の署名をしてください。
- ・これまで通り領収書も必要となります。

#### 5. 支給申請

これまでの償還払と同じになります。支給申請をしてください。

支給申請書の口座欄は、事業者の口座を記入してください。

- \*費用額明細書兼確認書を添付してください。

#### 6. 支給

受領委任払の承認決定を受けている支給申請に関しては、支給決定通知を利用者本人へ、内訳明細を事業者に送付します。

蕨市から、期日に費用額の9割分を事業者に支払います。

#### 7. 書類の保管

事業者は、受領委任払による住宅改修及び福祉用具購入に関する記録を整備し、住宅改修又は及び福祉用具の販売が完了した日から2年間保存してください。

### お問い合わせ先

蕨市介護保険室 給付担当

〒335-8501

蕨市中央4丁目21番29号

仮庁舎(市民会館)4階403室

電話番号 048-433-7835